

秋田市告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月4日

秋田市長 穂積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
51065	仁井田新田一丁目22号線	仁井田新田一丁目132番2地先		
		仁井田新田一丁目132番6地先		
60895	新屋前野町23号線	新屋前野町259番地先		
		新屋前野町21番1地先		
60896	新屋前野町24号線	新屋前野町16番13地先		
		新屋前野町21番2地先		
60897	新屋前野町25号線	新屋前野町31番7地先		
		新屋前野町31番3地先		

2 縦覧期間

令和5年7月4日から同月24日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで